

第258回 埼玉県都市計画審議会

議案概要一覧表

令和7年2月4日(火)

議案番号	議案名	決定(許可)権者	大臣同意	整備局調整	意見書 通数/人数
	概要	市町村			
5355	東松山都市計画 区域区分の変更について	県	有	有	1/1
	吉見町大和田地区は、公的開発により計画的な市街地整備の実施が確実となったことから、市街化区域へ編入するものです。 市街化区域への編入面積 約20.3ha	東松山市 嵐山町 滑川町 吉見町			
5356	草加都市計画道路の変更について	県	有	有	0/0
	3・3・3号草加三郷線の三郷市区間については、市の都市計画道路の見直し作業の中で、草加三郷線の外環状道路以東の道路構造を検証した結果、当該区間の車線数を4から2に変更し、幅員を縮小するものです。また、3・3・3号草加三郷線の幅員の変更に伴い、1・3・2号外環状道路の交差点の形状を変更し、併せて1・3・2号外環状道路の車線数を4と定めるものです。 3・3・3号草加三郷線の八潮市区間については、市で実施した都市計画道路の見直し作業の中で、3・3・3号草加三郷線と3・3・48号八潮三郷東西線の交差構造について検証した結果、交差構造を立体交差から平面交差に変更するものです。	三郷市 八潮市			
5357	東松山都市計画道路の変更について	県	有	有	0/0
	3・3・2号東松山嵐山線及び3・3・18号東松山川越線は、東松山都市計画区域内の幹線道路ネットワークを形成する重要な路線であり、4車線での整備が完了しております。 このたび都市計画決定された区域と、現状の道路区域との整合性を検証した結果、一部区域において不整合が生じていることが確認されました。 本路線は、道路構造の基準も満たしており、今後さらなる整備の必要性が見込まれないことから、一部区域及び線形を変更するものです。 併せて、3・3・18号東松山川越線につきましては車線数を4と定めるものです。	東松山市 滑川町			
5358	越谷都市計画道路の変更について	県	無	無	0/0
	3・4・8号八潮越谷線は、越谷市内を南北に縦断する主要幹線街路であり、2車線での整備が完了しております。 このたび都市計画決定された区域と、現状の道路区域との整合性を検証した結果、一部区域において不整合が生じていることが確認されました。 本路線は、道路構造の基準も満たしており、今後さらなる整備の必要性が見込まれないことから、この一部区域を削除するものです。	越谷市			
5359	入間都市計画区域における産業廃棄物処理施設の敷地の位置について	県	無	無	—
	建築基準法第51条ただし書の規定に基づき、産業廃棄物処理施設の敷地の位置が都市計画支障がないと認められるかについて、埼玉県都市計画審議会に付議するものです。 ○敷地に関する事項 用途地域：工業専用地域 敷地の位置：入間市狭山台三丁目9番4、9番5、9番6 敷地面積：2,847.22㎡ ○施設に関する事項 ・破砕施設(既設) 1基 木くず 処理能力 195.52 t/日 ※処理能力の増大(産業廃棄物 及び 一般廃棄物)	入間市			